

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月18日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K21490

研究課題名（和文）生殖補助医療の法制度化による子の利益保護と家族形成の支援

研究課題名（英文）The interests of children by the legislation of Artificial Reproductive Technology and the system to support the family formed

研究代表者

金 成恩 (KIM, SUNGEUN)

立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・助教

研究者番号：00723884

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：第三者が関わる生殖補助医療は、生まれた子の出自を知る権利、その養育を保障する法律上の親子関係の構築、ドナーとその家族を法的にどう位置づけるのかなどの法整備が不可欠となっている。本研究では、子の利益を守ることを前提に、利用者の範囲を広げ、こうして形成される家族を支援する制度のあり方を、法学と心理学の協同の観点、比較法的観点から明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、親子関係及び出自を知る権利の保障についての研究は行われている。しかし、子たちへの心理的なケア及び発達段階に対応した出自の事実の告知の方法についての研究は不十分である。またドナーとその家族への支援についての研究もほとんど行われていない。法的及び心理的な融合的な研究が求められている。本研究は、具体的な立法提言のみならず、生殖補助医療をめぐる問題と心のケアについて「法学と心理学の視点」から検討し、生殖補助医療における親子関係・家族形成の支援制度を構築できるものと考えている。法学と心理学の視点から得られた研究成果は生殖補助医療やLGBTの立法論議の際に寄与することが期待される。

研究成果の概要（英文）：For the Artificial Reproductive Technology involving third parties, it is essential to establish laws such as the right to know their origins, the establishment of a legal parent-child relationship that guarantees its nurturing, and how to position the donor and their families legally. From this research, on the premise of protecting the interests of children, the scope of users has broadened and the clarified way of the system to support the family formed in this way is (1) perspective of cooperation between Law and Psychology, (2) comparative law perspective.

研究分野：家族法

キーワード：出自を知る権利 真実告知 法的親子関係 生殖補助医療 法と心理 子の利益

1. 研究開始当初の背景

(1) 出自を知る権利 「子の出自を知る権利」は、人格的生存に必要不可欠な重要な権利であることから、日本では、憲法 13 条後段と、親を知る権利について保障する「子どもの権利条約の 7 条 1 項」の規定を根拠に認められる権利であると解されている。現在、子の出自を知る権利を保障せず、なし崩しの事実先行で生殖補助医療が進められてきた結果、とりわけ AID によって生まれた人々は成人後に突然又は偶発的にその真実を知り、親への不信やアイデンティティ危機に陥る苦悩を訴え、「出自を知る権利」を強く求めている（非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖、2014）。現行民法においては、配偶子提供で生まれた子どもは依頼者夫婦の実子として戸籍に登録されるため、親が子どもに出生の真実を告げない限り、子どもは自分の出自を知ることはできない。そこで、第三者が関わる生殖補助医療につきまとう問題の一つとして、子どもの「出自を知る権利」の保障の可否があげられており、同時に子への真実告知の重要性についても指摘されている。一方、日本の公的機関の報告書では、出自を知る権利の保障が盛り込まれているが、具体的な立法作業には進まず、足踏み状態にある。

(2) 利用者の範囲 不妊当事者には、自然生殖による出産が困難・不可能な人として、同性カップルがいる。欧米では、同性婚の法的承認及び生殖補助医療の発展に伴い、AID 及び代理出産を利用する LGBT (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender) が増加している。すでに、同性婚またはパートナーシップ登録制度を導入している国の中では、女性カップルの AID の実施を認めている。日本では、生殖補助医療を規制する法律がなく、日本産科婦人科学会の会告により、AID が実施されているが、上記の会告上、生殖補助医療を利用できるのは、(異性)法律婚夫婦に限られているので、同性カップルは生殖補助医療を利用することができない状況である。

2. 研究の目的

本研究では、生殖補助医療において、自然生殖による出産が困難・不可能な人の家族形成の視点から考察し、生まれた子の利益と提供者の尊厳を守ることを前提に、利用者の範囲を広げ、こうして形成される家族を支援する制度構築とそれを裏付ける法整備を検討する。本研究は「法学と心理学の協同の視点」から、検討した点に特色がある。

3. 研究の方法

関連文献を収集・分析した上で、アンケート調査、当事者及び関係者のヒアリングと比較法的研究を中心にした。当事者及び関係者のヒアリング調査については、AID により子を設けている女性カップル(オランダ)と、日本唯一の生殖医療・行政・児童福祉機関が協同する家族支援システム「島根モデル」関係者のインタビュー調査を行った。比較法的研究については、望ましい立法方向の提示や現実性ある当事者への支援を構築していくため、主にオランダ国における法制度・政策について調査を行った。

4. 研究成果

(1) 問題と課題の析出について

生殖補助医療にかかわる課題の抽出と問題意識を共有化する「生殖補助医療と家族形成研究会」を、定期的に開催してきた。多様な視点からの意見と討議を行い、これらを受けて課題を深めていた。それぞれ異なる意見のなか、共通している問題と課題の内容は、「生まれてくる、またはすでに生まれた子どもの権利保障」のことであった。

(2) ヒアリング調査(国内・外)

島根県の「島根モデル」の関係者(2017 年度)、韓国の大韓産婦人科学会の倫理委員(2017 年度)、オランダの女性カップルと弁護士(2018 年度)にヒアリングを行い、立法のみならず、専門家(医療、法、臨床心理など)及び機関(児童相談所等を含む行政機関)の連携・支援の必要性が明らかになった。

(3) アンケート調査実施

出自を知る権利及び告知に関する市民の「理解」「認識」を明らかにし、子どもの権利がなかなか実現されない要因を把握し、分析結果から得た知見を要約し、今後の教育及び支援のあり方を検討するため、一般市民を対象(517 名)にして、ネット・アンケート調査を実施した。出自を知る権利とは「自分の遺伝的ルーツを知ること」であり、生殖補助医療(もしくは養子縁組)と子どもの権利に対する知識と理解が欠けていると、社会的コンセンサスを得ることは一層難しく、ひいては立法化が進まない原因の一つとして考えられる。「どちらともいえない」という中間的選択肢の比率が相当あるということから、本テーマについての市民の認識の乏しさが感じられる。社会変化に伴う新たな人権教育・啓発に取り組んでいく必要性が示唆された。告知の可否については、「親に任せるべき」であり、告知するとすれば「親」のほうがよいと考える意見が全世代層で共通していたことから、親に子どもの権利や告知の必要性を生殖補助医

療の実施前の段階から十分に認識してもらい教育及び情報提供、そして心理専門家の支援に基づいた告知などのサポートの整備が強く望まれることが示唆された。

(4) 同性カップルの親子関係へのアクセスに関する比較法的研究

本研究のテーマに関して先進的に対応しているオランダ、デンハーグの法務省や親子法委員会などを訪れ、女性カップルの生殖補助医療による家族形成に関する法制度(Duomoederschap van rechtswege: デュオマザー)及び既存の立法を発展させた新たな政府の勧告案(21世紀親子法)について調査を行った。日本における議論は、通常、同性カップル間には子が生まれないという生物学的な理由をもって、同性カップルの法的承認の可否にのみ焦点が当てられている。しかし、子の法的地位(法的親子関係、出自を知る権利の保障)などの、子の養育環境を保障することができれば、異性カップルに限定せず、同性カップルにも生殖補助医療を用いて家族を形成することが保障されるべきであることが示唆された。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 3 件)

呉貞勇・金成恩、「Limitations to judicial dispute resolution and collaborative research between law and psychology」、『法理論実務研究』、第6巻3号、2018、327 - 344 (査読有)
山田早紀・山崎優子・相澤育郎・金成恩・二宮周平・花本広志、「改革がすすまない3つの課題と人権に対する市民意識 - 研究と教育のアプローチの可能性について」、『法と心理』、第18巻第1号、2018、63 - 69 (査読有)

[学会発表](計 7 件)

金成恩、「生殖補助医療を用いた家族形成と学・医・官の連携による当事者支援」、日本法社会学会 2019 年度学術大会、2019 年

Kim Sungeun, 「Guarantee both the use of ART and the access for parenthood for same sex couples: learn from the Netherlands law and policy」 East Asian Association of Psychology and law, 12th annual Conference, 2018 年 (国際学会)

Kim Sungeun, 「A proposal on "truth-telling" support system for donor-conceived families: through the citizen-minded survey in Japan」 Annual Conference of the European association of Psychology and law 2018, 2018 年 (国際学会)

Kim Sungeun, 「Support system for children born through ART: An inquiry into Japanese understanding of notifying of the truth」 East Asian Association of Psychology and law, 11th annual Conference, 2017 年 (国際学会)

金成恩、「子の出自を知る権利・真実告知に対する市民意識」、法と心理学会第18回学術大会、2017 年

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

[その他]

金成恩、「新しい家族の形について考える：オランダの親子関係法から」、立命館大学人間科学研究所 HP 「人間科学のフロント」、2019 年 4 月

金成恩、「オランダにおける LGBT 当事者インタビュー」、生殖医療・社会的養護による家族形成支援研究会、立命館大学朱雀キャンパス、2018 年 12 月 22 日

金成恩、「非配偶者間生殖補助医療と「真実告知」の行方」、立命館大学人間科学研究所年次総会、2017 年 12 月 10 日

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8 桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。